

現場創造型技術（匠の技）活用・普及支援事業（新規）

【平成20年度概算決定額：80,000（0）千円】

対策のポイント

篤農家等が持つ技術を「匠の技」として確立し、若手農業者への技術継承やその効果的な活用により地域活性化を図る取組を支援するとともに、篤農家等を「農業技術の匠」（仮称）に選定し、その技術の普及促進を図ります。

（事例）

- ・ 農家が発案した収穫後のうねを再利用するイチゴの省力化栽培技術を地域の関係機関が連携して現地実証を行い、施肥のポイントなど栽培管理方法を明確化したことにより、周辺の農家に波及し、イチゴ産地の活性化につながった。

政策目標

【国産農畜産物の競争力の強化】
効果的・効率的な普及事業の推進

< 内容 >

1. 現場創造型技術（匠の技）活用による地域活性化への支援
 - （1）高齢化の進展等で地域の活力が低下している地域において、篤農家が農業現場で生み出した特色ある技術を「匠の技」として確立し、こうした技術を核とした地域ブランドの形成等地域の活性化を図ります。
 - （2）具体的には、普及指導センター、農協、市町村等の参画を得つつ、地域の技術・経営課題の共有化、篤農家等の技術の実証・改良、技術の活用による経営改善プランの策定等の篤農家と若手農業者の主体的な取組に対して助成を行います。
2. 「農業技術の匠」の選定
 - （1）地域活性化のために高度な技術を提供する篤農家等について、「農業技術の匠」として選定を行います。
 - （2）篤農家等の技術を活用した地域活性化のモデル事例を集積し、その普及推進を図るため、マニュアル化やアーカイブ化等の取組を支援します。

【補助率：定額】

< 事業実施主体 > 民間団体等

< 事業実施期間 > 平成20年度から平成24年度まで

[担当課：経営局普及・女性課（03 - 3593 - 6497（直））]

現場創造型技術(匠の技)活用・普及支援事業

